

I T人材確保促進支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付するI T人材確保促進支援補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定職業紹介事業者 以下の条件を全て満たす者であること

ア 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた者

イ インターネットによる一般紹介（登録）型（企業と就職希望者それぞれからの求人及び求職に基づき職業紹介事業者が求人及び求職条件が一致する組み合わせを仲介する職業紹介をいう。）の人材あっせん業務を行う又は合同企業説明会等の求人・求職イベントを開催する者

ウ 上記イの業務を全国規模で行っており、県内での職業紹介実績がある者又は県内への職業紹介実績が見込まれる者

(補助金の交付の目的)

第3条 県は、県内に事業所を有しソフトウェア開発を業とする企業による、即戦力となる県外に居住するI T人材（ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有する者をいう。以下同じ。）の確保を促進し、もって県内I T産業の振興を図ることを目的とする。

(補助金の交付の対象等)

第4条 補助金の交付の対象者、要件、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額は、次の表のとおりとする。

交付の対象者	要件	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
ソフトウェア開発を業とする企業 (県内に本社、支社又は開発拠点を有する者に限る。)	IT WORKS@島根(島根県が運営する島根県へのUIターンを希望する県外在住のITエンジニアを対象とした無料職業紹介サービスをいう。)及び、くらしまねっと(公益財団法人ふるさと島根定住財団が運営する島根県へのUIターンを希望する県外在住者を対象とした島根県最大級の移住支援情報ポータルサイトをいう。)の公式サイトに求人掲載をしていること。	即戦力となる県外に居住するI T人材の採用(求人内容が県内勤務に限る。)を目的として利用する特定職業紹介事業者が提供する以下のサービスに係る経費のうち、予算の範囲内で知事が必要と認めるもの ・インターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービスの利用料(一般紹介(登録)型のサービスに限る) ・合同企業説明会等の求人・求職イベントへの参加料	補助対象経費の2分の1以内	1事業につき200万円以下

2 前項の規定により、交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、IT人材確保促進支援補助金交付申請書(様式第1号)とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 知事は、規則第6条の規定により、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 以下に係る報告をIT人材確保促進支援補助金就職状況報告書(様式第2号)により行うこと。
 - ア 知事が報告の必要があると認めるとき、補助事業者が特定職業紹介事業者に紹介された人材の採用の有無
 - イ 採用を決定した者に係る採用後6月を経過する日現在の就職状況
 - ウ 採用予定者がいなかった場合、採用決定者が採用を辞退した場合又は就職後6月以内に退職した場合における理由
- (2) 特定職業紹介事業者からインターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービスの利用、イベント参加に係る経費の返還を受けたときは、当該経費につき交付を受けた補助金相当額の返還を命ずることがあること。

(補助事業の変更等の承認申請等)

- 第7条** 補助事業者は、規則第9条第1項各号の規定により事業の内容を変更するとき又は、事業を中止するときは、あらかじめ変更等承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、規則第9条第1項第3号の規定により事業を廃止しようとするときは、あらかじめ廃止承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 補助事業者は、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、IT人材確保促進支援補助金遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第8条** 補助事業者が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、IT人材確保促進支援補助金実績報告書(様式第6号)とする。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

- 第9条** 知事は、第3条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までにIT人材確保促進支援補助金概算(精算)払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第10条** 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。

3 前項に基づく返還については、規則第16条の規定を準用する。

(書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月12日から施行する。

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

なお、この要綱による改正後の規定は令和3年度分の補助金交付から適用することとし、令和2年度以前の補助金交付については、なお従前の例による。